

# 食事負担金について

**※令和8年6月1日から食事療養標準負担額が変更になります。**

今般の食材費・光熱水費等の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、令和8年6月から患者様の食事負担額が下記の通り変更となりますので、ご承知置きの程よろしくお願いたします。

## 【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

対象者		食事療養標準負担額（1食あたり）		
70歳未満	70歳以上の 高齢者	令和8年 5月まで	令和8年 6月から	
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ	現役並みⅢ 現役並みⅡ 現役並みⅠ 一般		510円	<b>550円</b>
		例外：指定難病者等（※1）	300円	<b>330円</b>
		例外：精神病床入院患者（※2）	260円	<b>260円</b> (変更なし)
低所得者 住民税非課税 (区分オ)	低所得者Ⅱ (※3)	過去1年間の入院日数が90日以内	240円	<b>270円</b>
		過去1年間の入院日数が90日超	190円	<b>220円</b>
該当なし	低所得者Ⅰ (※4)		110円	<b>130円</b>

一般所得区分の方で下記に該当する場合

※1 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者  
・児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等

※2 平成28年4月1日において、すでに1年以上継続して精神病床に入院している方であって、引き続き入院している一般所得区分の方。

※3 世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税である世帯に属する方（低所得Ⅰを除く）

※4 世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税で、かつその全員の所得が0円  
(年金所得は控除額を80万円として計算)である世帯に属する方

令和8年5月13日  
千嶋病院 院長